

自貿区クロスボーダー金融サービス機能をさらに拡大し、 科学技術刷新と実体経済を支援することに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年11月21日、中国人民銀行上海総部は「自貿区クロスボーダー金融サービス機能をさらに拡大し、科学技術刷新と実体経済を支援することに関する通知」(銀総部発[2016]122号、以下「122号通知」)を公布しました。122号通知は2015年の「金改40条」において示された自由貿易口座について、機能、開設主体の拡大、監督管理の内容等を追加する内容となっています。

1. 政策の背景

2015年10月30日、中国人民銀行、商務部、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会、国家外貨管理局、上海市人民政府の7部署が連名で、「中国(上海)自由貿易試験区の金融開放刷新試行をさらに推進、上海国際金融センター建設プランを加速する方案を公布することについての通知」(銀発[2015]339号、以下「金改40条」)を公布しました。上海自貿区の金融改革を深化させることを目的とし、①資本項目の自由両替、②クロスボーダーでの人民元利用、③金融サービス業への参入規制緩和、④国際的金融市場の建設加速 という4つの施策が発表されました。

今回公布された122号通知は「金改40条」の内容を踏まえ、口座使用者の更なる資金効率化と利便化を実現すべく、自由貿易分帳核算ユニットを用いた金融サービス機能の拡大を含む内容となっています。

【図表1 自由貿易口座関連の改革経緯】

公布	概要
2014.05	「中国(上海)自由貿易試験区に分帳核算(分離勘定記帳)業務実施細則(試行)」(銀総部発[2014]46号)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自貿区口座の基本定義、口座種類、使用規則などを規定 ✓ 自貿区口座を通じて經常決済、直接投資、証券・先物・デリバティブ投資の取扱可能 ✓ 同名義間の振替可能、資金残高は外債と別管理、当初は人民元決済のみ可能
2015.02	「中国(上海)自由貿易区における分帳核算業務域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)」(銀総部発[2015]8号)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由貿易口座を使った域外融資関連の内容を規定 ✓ 「資本金+資本剰余金」の2倍を上限としたオフショアローン(外債)を調達可能
2015.04	「自由貿易口座外貨機能を稼動することに関する通知」(銀総部発[2015]26号)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2015年4月22日より、自由貿易口座の外貨機能をリリースすること等を規定 ✓ 經常項目(日常決済)+資本項目(外商投資FDI)
2015.10	「中国(上海)自由貿易試験区金融開放刷新試行を更に進め上海国際金融センター建設を加速させる方案」(銀発[2015]339号、「金改40条」)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「人民元資本取引自由化の推進」を中心に自由貿易口座の今後の方向性を示す
2016.11	「自貿区クロスボーダー金融サービス機能をさらに拡大し、科学技術刷新と実体経済を支援することに関する通知」(銀総部発[2016]122号)
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「金改40条」において示された、自由貿易口座に関する管理・規制を細則化

2. 政策の内容

(1)自由貿易口座開設主体の拡大

122号通知は「中国(上海)自由貿易試験区の分帳核算(分離勘定記帳)業務実施細則(試行)」(銀総部発[2014]46号)において規定された自由貿易口座の開設主体の範囲を更に拡大しました(図表2ご参照)。

【図表2】自由貿易口座の開設主体一覧(122号通知に基づき作成)

開設主体	詳細
区内企業	①自貿区内に登録された企業(法人・非法人) ②域外機構駐区内機構 (区内に登録された越境EC企業や区内に設立された持分投資プロジェクト企業及び持分投資ファンドを含む)
人民元クロスボーダープーリングの幹事企業及びメンバー企業	全機能型クロスボーダー人民元プーリングを設定し、資金集中管理を行う多国籍企業グループの幹事企業、およびメンバー企業
「一帯一路」、「走出去」の関連企業	「一帯一路」及び「走出去(中国企業の対外投資戦略)」に関連する、域外中資企業や合弁合作企業などが統一与信スキームの下、金融機構の分帳(分離記帳)計算ユニットにおける口座を開設可能
科学刷新企業	上海市の科学刷新企業にリストアップされる企業 (自貿区外企業でもリストアップされれば可)
区内の外国人	区内において1年以上業務経験があり、外国人本人確認証明、中国の就業証明を持つ個人(香港、マカオ、台湾を含む)
海外のハイレベル人材	①認定基準に合致する外国人ハイレベル人材 ②「上海科学技術刷新職業リスト」に記載されている機構において就業し、且つ海外永久居留証を有する中国人人材 ③中国国内に登録されている国際組織において就業し、かつ外国人として雇用管理される人材 ④その他条件に合致し、上海科学技術刷新職業リストに記載されている機構において就業する外国人人材
区内個人	自由貿易試験区内企業で勤務し、且つ区内企業から中国税務機関へ1年以上の所得税を納税した経験がある中国公民

(2)自由貿易口座を用いた金融サービスの拡充

自由貿易口座を通じて以下の金融サービスが提供できることを発表しました。

- ✓ 上海科学技術刷新等のプロジェクトセンター建設における海外人材に対するサービスの提供; 域外における医療保健、子女教育、不動産ローン等の支払、域内外持分奨励計画の参与に関連する金融サービスなど
- ✓ 金融機構が科学技術刷新の各段階の規律に基づいて、全方位のクロスボーダーサービスを提供することを支援;
決済、クロスボーダー融資、増資(持分増資)、合併買収などのサービス
- ✓ 銀行がクロスボーダー電子商取引のため、クロスボーダー決済サービスを提供することを支援;
人民元・外貨の決済サービス

- ✓ 全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング等の資金集約化サービスの提供；
 多国籍企業グループは自由貿易口座を通じて全機能型クロスボーダー人民元プーリングを構築可能
 (詳細は下記図表3ご参照)

【図表3 全機能型のクロスボーダー人民元プーリング】

企業集団の条件	三社あるいはそれ以上の域内外における生産型・経営型のメンバー企業を含む	
メンバー企業条件	(1) 完全で真正な年度財務会計報告表を提出すること (2) 輸出重点監督管理企業リスト内の企業ではないこと (3) 貿易外貨管理分類のB、C類の企業ではないこと (4) その他のクロスボーダープーリングのメンバー企業ではないこと	
資金集中通貨	域外メンバー企業と区内幹事企業の間	資金集中の通貨を自由に選択可能
	域外幹事企業と区内メンバー企業の間	
	域外幹事企業と 域内区外メンバー企業の間	資金集中の実行は人民元のみ ※人民元資金の「二線」集中はクロスボーダー融資マ クロブルーデンス管理スキームの双方向上限管理 モデルに従わなければならない クロスボーダー人民元資金純流出(入)額上限= 全メンバー企業の所有者權益合計
	区内幹事企業と 域内区外メンバー企業の間	
資金使途	ネガティブリスト管理モデルを摸索中、主要原則は下記の通り ✓ グループ内のメンバー間の経営性融資ニーズを満たすもの ✓ 価値確保・価値向上を目的とする財務管理ニーズを満たすもの ✓ グループ内及びサプライチェーン内の集中収支ニーズを満たすもの ✓ 非自己使用の不動産、株式市場への投資関連の資金混入は禁止	

- ✓ 金融機構が国際貿易金融および再融資業務を展開することを支援
 金融機構による人民元・外貨の貿易金融と再融資サービス。手形取引に依拠した、貿易金融と再融資サービス(現時点では、流入業務のみ取扱い可能)。
- ✓ クロスボーダー持分投資業務の展開を支援
 区内において設立された持分投資プロジェクト企業、及び持分投資ファンドは、分帳核算(分離勘定記帳)ユニットの下で口座を開設し、区内及び域外において資金を募集し、クロスボーダー持分投資を展開することが可能(現時点では域外から区内及び域内企業への投資のみ支援)
- ✓ 「一帯一路」及び「走出去(中国企業の対外投資戦略)」企業のために各種クロスボーダー金融サービスを提供することを支援
 対象企業に対する、クロスボーダー決済両替、担保、融資、投資などのサービス

3. 企業への影響

今回公布された122号通知において発表された10項目の措置の内、7項目が自由貿易口座の機能を拡大する措置、3項目がリスク管理に関わる措置となります。122号通知の実施により、条件に合致する海外ハイレベル人材は自由貿易口座を開設した後、域外医療保健、子女教育、家計費用、理財投資、株式持分奨励などへの支払ができるようになり、利便化が進みました。また、審査手続きの簡素化も進んでいます。企業に対しては、人民元クロスボーダープーリングの利便化を進めており、多国籍企業グループの人民元資金がより域内に集約され、上海自貿区への資金集約進展が期待されています。引続き関連情報を注視の上、随時情報展開させていただきます。

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>《关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知》</p> <p>根据《进一步推进中国(上海)自贸试验区金融开放创新试点加快上海国际金融中心建设方案》(银发〔2015〕339号第(一)及第(二)条),现就中国(上海)自由贸易试验区进一步拓展跨境金融服务功能支持上海科创中心建设和实体经济的有关事项通知如下:</p> <p>一、支持为上海科技创新等中心建设中的海外引进人才提供相关服务</p> <p>(一)为便利引进海外人才,服务具有全球影响力的科技创新等中心的建设,支持金融机构在分账核算单元为以下人员开立账户:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、符合相关认定标准的外籍高层次人才; 2、在“上海科技创新职业清单”内机构就业、持有境外永久居留证的中国籍人才; 3、在中国注册的国际性组织中工作并按国际雇员管理的个人; 4、其他符合条件的在“上海科技创新职业清单”内机构就业境外个人等。 <p>(二)服务可包括与其境内就业和生活相关的各项金融服务; 境外医疗保健、子女教育、赡家费用等相关的跨境金融服务,包括原住国/地区的物业费、还房屋按揭贷款、消费贷款、支付公积金和养老保险、购买医疗保险、支付公用事业费用、相关捐赠等;参与境内外股权激励计划相关的金融服务;开展投资、财富管理等区内及境外资本项下业务的相关金融服务;支持条件成熟时,按有关规定进入境内相关市场投资。</p> <p>(三)银行应凭上海市公安局出入境管理局核发的《中华人民共和国外国人居留许可》(居留事由为工作且备注栏注明“人才”,或居留事由为工作并同时提供“上海科技创新职业</p>	<p>『自貿区クロスボーダー金融サービス機能をさらに拡大し、科学技術刷新と実体経済を支援することに関する通知』</p> <p>「中国(上海)自貿試験区金融開放刷新試行をさらに推進し、上海国際金融センター建設プランを加速化するプラン」(銀発〔2015〕339号第(一)及び第(二)条)に基づき、ここに中国(上海)自由貿易試験区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡大し、上海科学技術刷新センター建設、実体経済を支援することに関連する事項を以下の通り通知する</p> <p>一、上海科学技術刷新などセンター建設中の海外からの登用人材に関連サービスを提供することを支援する</p> <p>(一)海外人材の登用を利便化し、グローバルに影響力を有する科学技術刷新等のセンターを建設するため、金融機構が以下の人員のために、分帳核算(分離勘定記帳)ユニットにおいて口座を開設することを支援する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、関連する認定基準に合致する外国人ハイレベル人材 2、「上海科学技術刷新職業リスト」に記載されている機構において就業し、域外永久居留証を有する中国人人材 3、中国国内で登録されている国際組織において就業し、国際雇用管理される個人 4、その他条件に合致し、「上海科学技術刷新職業リスト」に記載されている機構において働く域外個人等 <p>(二)対象となるその域内就業と生活に関わる各金融サービス 域外医療保健、子女教育、家計費用等と関連するクロスボーダー金融サービス、原住国/地区の不動産費用、不動産ローン、消費ローンの返済、積立金及び年金の支払、医療保険の購入、共同事業費用の支払、関連する贈与等を含む;域内外持分奨励計画の参与に関連する金融サービス;投資、資産管理等、区内および域外資本項目下の業務の関連金融サービスの展開;条件を満たした場合、関連規定に従い、域内の関連市場への投資参加を支援する。</p> <p>(三)銀行は上海市公安局出入境管理局より発給される「中華人民共和國外国人居留許可」(居留事由が「業務」であり、且つ備考欄に「人材」と明記されているもの、あるいは居留事由が「業務」、併せて「上海科学技術刷新職業リスト」に</p>

<p>清单”内机构的就业证明, 或中国永久居留证) 以及本人有效身份证件(护照、侨居海外的永久居留证等带有照片的身份证件), 按“展业三原则”对符合上述条件的人员进行实名认证后, 为其开立账户并提供相关服务。在分账核算单元下办理的, 账号前缀应以 FTF 开头。</p>	<p>記載される機構の就業証明を提供する、あるいは中国永久居留証) 及び有効な本人確認証明書(パスポート、海外の永久居留証等、写真付の本人確認証明書)を根拠に、「展業三原則(顧客を理解する、業務を理解する、審査に責任を負う)」に基づいて、上述の条件に合致する人員に対し、実名認証を実行した後、口座を開設し、関連サービスを提供しなければならない。分帳核算ユニットの下で取扱う場合、口座番号前に FTF と明記しなければならない。</p>
<p>(四) 上述人員開立の口座収入來源應為本人境内外合法收入; 不得為他人代收代付。</p>	<p>(四) 上述の人員が開設した口座の収入源は本人が域内外において得た合法的収入でなければならない、他人の代理で受取・支払を行ってはならない。</p>
<p>二、支持金融机构按科技创新生命周期规律提供全程全方位跨境服务</p>	<p>二、金融機構が科学技術刷新の各段階の規律に基づいて全プロセス、全方位のクロスボーダーサービスを提供することを支援する。</p>
<p>在现有本外币账户服务基础上, 金融机构可以依托分账核算单元为科技创新提供全生命周期的各项跨境金融服务:</p>	<p>現行の人民元・外貨口座サービスを基礎とし、金融機構は分帳核算ユニットに基づいて科学技術のため全段階の各項目クロスボーダー金融サービスを提供できる。</p>
<p>(一) 创意期和研发期。支持金融机构为服务科技创新初期的创智天地、孵化器、技术收储等经营主体吸收并开展种子基金、天使基金等跨境投融资活动提供相关的跨境金融服务。境外种子基金、天使基金等在分账核算单元开立账户向境内科技创新主体办理投资相关的结算等业务。</p>	<p>(一) 創業期及び研究開発期。金融機構が科学技術刷新初期の創智天地(知識・イノベーション共同体)、インキュベーター、技術の蓄積などの経営主体のため、シードファンド、エンジェルファンド等、クロスボーダー投融資活動を吸収、展開し、関連するクロスボーダー金融サービスを提供することを支援する。域外のシードファンド、エンジェルファンド等は分帳核算ユニットの下に口座を開設し、域内の科学技術刷新主体に対し投資関連の決済等の業務を行う。</p>
<p>(二) 成果转化期和成长期。支持金融机构为科技创新早期的企业吸收风投资本、境外融资以及开展技术贸易等提供相关的自由贸易账户跨境金融服务。境外风投资本、融资提供主体等相关主体在分账核算单元开立账户向境内科技创新主体办理投资相关的结算等业务。</p>	<p>(二) 成果の実用化期及び成長期。金融機構が科学技術刷新早期の企業が行うベンチャーキャピタルからの調達、域外融資および技術貿易の展開等に関連する自由貿易口座のクロスボーダー金融サービスを提供することを支援する。域外のベンチャー投資、融資提供主体等、関連する主体が分帳核算ユニットにおいて、口座を開設し、域内の科学技術刷新主体に、投資関連決済等の業務を扱うことを支援する。</p>
<p>(三) 发展期和成熟期。支持金融机构为科技创新中后期的企业开展跨境筹资、增资扩股、上市、收购兼并、技术贸易、特许经营、资金集中管理等提供相关跨境金融服务。</p>	<p>(三) 発展期及び成熟期。金融機構が科学技術刷新の中後期の企業のため、クロスボーダー資金調達、増資(持分増資)、上場、合併買収、技術貿易、特許経営、資金集中管理等、関連するクロスボーダー金融サービスを提供することを支援する。</p>

(四) 金融机构在为上述业务提供相关服务时应切实遵循跨境交易真实性、合规性原则。

三、支持银行为跨境电子商务提供跨境结算服务

根据《国务院办公厅关于促进跨境电子商务健康快速发展的指导意见》(国办发〔2015〕46号)和《关于促进本市跨境电子商务发展的若干意见》(沪办发〔2015〕32号),支持上海地区的银行和支付机构为跨境电商企业提供基于自由贸易账户的跨境金融服务。

(一) 上海地区的银行直接为跨境电商企业提供服务。银行可为注册在区内的跨境电子商务企业开立账户,提供基于该企业开展的真实跨境电子商务所需的跨境本外币结算服务。跨境电商企业的外币结算业务应坚持“谁出口,谁收汇;谁进口,谁付汇”的原则。跨境电子商务交易电子底单信息流应作为重要业务资料留存备查。

(二) 银行与支付机构合作为跨境电商企业提供服务。上海地区的银行应审慎选择拟合作的支付机构,在确保备付金安全的基础上,可为符合条件且已取得互联网支付业务许可的上海市支付机构法人开立账户,提供基于真实跨境电子商务的本外币跨境支付服务。

(三) 银行直接或与支付机构合作为跨境电商企业提供跨境结算业务,应按规定填报并留存境内银行涉外收付相关凭证。

(四) 支付机构的客户备付金跨境本外币支付业务须遵照《支付机构客户备付金存管办法》及中国人民银行和国家外汇管理局其他相关客户备付金监管要求执行。

(四) 金融機構が上述の業務の為に関連サービスを提供する際、クロスボーダー取引の真实性、合法性の原則を厳格に遵守しなければならない。

三、銀行がクロスボーダー電子商取引のために、クロスボーダー決済サービスを提供することを支援する。

「國務院弁公庁 クロスボーダー電子商取引の健全かつ迅速な発展を促進することに関する指導意見」(国弁発〔2015〕46号)及び「上海市におけるクロスボーダー電子商取引発展を促進することに関する若干意見」(沪弁発〔2015〕32号)に基づき、上海地区の銀行と支払機構が電子商取引企業のために自由貿易口座をもとにクロスボーダー金融サービスを提供することを支援する。

(一) 上海地区の銀行は直接、クロスボーダー電子商取引企業にサービスを提供する。銀行は区内に登録されているクロスボーダー電子商取引企業のために口座を開設することができ、当該企業の真実のクロスボーダー電子商取引に基づいて、ニーズのあるクロスボーダー人民元・外貨決済サービスを提供する。クロスボーダー電子商取引企業の外貨決済業務は「輸出側は外貨を受け取り、輸入側は外貨を支払う」という原則を堅持しなければならない。クロスボーダー電子商取引の電子版控えの情報は重要業務資料として検査に備えて保存しなければならない。

(二) 銀行と支払機構は協働してクロスボーダー電子商取引企業のためにサービスを提供する。上海地区の銀行は協働相手である支払機構を慎重に選択しなければならない。備付金の安全を確保した上で、条件に合致し、且つインターネット支払業務許可を既に取得した上海市支払機構法人のために、口座を開設し、真実のクロスボーダー電子商取引に基づいて人民元・外貨のクロスボーダー支払サービスを提供することができる。

(三) 銀行は直接、あるいは支払機構と協働してクロスボーダー電子商取引企業のためにクロスボーダー決済業務を提供する際、規定に基づいて、域内銀行の関連収支エビデンスを記入、報告、保存しなければならない。

(四) 支払機構の顧客備付金のクロスボーダー人民元・外貨支払業務は『支払機構の顧客備付金の存管弁法』及び中国人民銀行、国家外貨管理局のその他の顧客備付金に関連する監督管理要求に従い、執行しなければならない。

<p>(五) 銀行应与支付机构签订办理跨境电子商务本外币支付业务的协议并报人民银行上海总部备案。银行应按照中国人民银行和国家外汇管理局有关规定负责对过支付机构办理的本外币跨境支付业务的真实性及合规性进行审核。</p> <p>(六) 支付机构向银行提交的本外币跨境支付业务应具有真实合法的货物贸易和服务贸易交易背景(暂限于货物贸易以及服务项下的留学教育、航空机票、酒店住宿等三项)。同时,应符合国家有关法律法规,履行反洗钱、反恐怖融资审核职责,并保留相应交易记录,配合国家有关部门的检查。</p> <p>四、支持为跨国企业集团提供全功能型跨境双向人民币资金池等资金集约化管理服务</p> <p>支持跨国企业集团设立在岸的全功能型跨境人民币资金池,集中管理全球人民币资金。</p> <p>(一) 根据董事会授权,跨国企业的区内或境外机构可设立全功能型的跨境双向人民币资金池,开展集团内跨境资金集中管理。</p> <p>(二) 开展全功能型资金池业务的跨国企业集团应至少包含三家或以上的境内外生产及经营型成员企业(被列为出口重点监管企业名单内以及货物贸易外汇分类等级为B、C类的企业除外),并能够提交完整年度的真实的财务会计报表。参池成员企业与其他跨境资金池不重合。</p> <p>(三) 全功能型资金池运行中可根据银企账户协议接受日间及隔夜透支服务。</p> <p>(四) 全功能型资金池支持境外成员企业与区内的主办企业之间或境外主办企业与区内成</p>	<p>(五) 銀行は支払機構とクロスボーダー電子商取引の人民元・外貨支払業務の協議書を締結し、あわせて人民銀行上海総部に、報告、備案(届出)しなければならない。銀行は中国人民銀行と国家外貨管理局の関連規定に基づき、支払機構が取扱った人民元・外貨クロスボーダー支払業務の真実性及び合法性に対し、審査を実施することについて責任を負う。</p> <p>(六) 支払機構が銀行へ提出する、人民元・外貨クロスボーダー支払業務は真実且つ合法的な貨物貿易あるいはサービス貿易取引の背景(現在、貨物貿易およびサービス項目下の留学教育、航空機チケット、ホテル宿泊等の三項目に限られている)を有していなければならない。同時に、国家の関連する法律法規に合致し、アンチマネロン、アンチテロの審査職責を履行し、あわせて、国家関連部門の検査に協力するため、取引記録を保存しなければならない。</p> <p>四、多国籍企業グループのために全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング等の資金集约化管理サービスを提供することを支援する</p> <p>多国籍企業グループがオンショアの全機能型クロスボーダー人民元プーリングを設定し、グローバルで人民元資金を集中管理することを支援する。</p> <p>(一) 董事会の授權に基づき、多国籍企業の区内あるいは域外機構は全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリングを設定し、グループ内のクロスボーダー資金集中管理を展開することができる。</p> <p>(二) 全機能型プーリング業務を展開する多国籍企業グループには少なくとも3社あるいはそれ以上の域内外の生産及び経営型のメンバー企業(輸出重点監督管理企業リスト内の企業及び貨物貿易外貨分類がB、C類の企業を除く)を含まなければならない。プーリングの参加メンバー企業はその他のクロスボーダープーリングの参加メンバーと重複してはならない。</p> <p>(三) 全機能型プーリング運行において、銀行と企業の口座利用協議に基づいて、日中及びオーバーナイトの貸越サービスの提供を受けることができる。</p> <p>(四) 全機能型プーリングは域外メンバー企業と区内幹事企業との間あるいは域外幹事企業と区内メンバー企業との間</p>
---	---

員企业之间自行选择货币进行资金归集。境外主办企业或区内主办企业与境内区外成员企业之间应以人民币进行资金归集，人民币资金“二线”归集遵循跨境融资宏观审慎管理框架下的双向上限管理模式，即：跨境人民币资金净流出(入)额上限=资金池应计所有者权益*宏观审慎政策系数，宏观审慎政策系数为1。中国人民银行上海总部可根据国际收支形势变化和市场需求进行调节。

(五) 中国人民银行上海总部探索负面清单管理模式，支持全功能型资金池账户用于满足集团内成员间的经营性融资需求、以保值增值为目标的财务管理需求、集团内及供应链上集中收付需求等，严格控制资金用于非自用房地产和股票市场投资。全功能型资金池可按有关规定进入境内相关市场开展投资，支持集团总部实现人民币资金在岸集约化管理。

(六) 参与全功能型资金池跨境资金归集的应为企业产生自生产经营活动和实业投资活动的现金流，外部融资产生的现金流暂不得参与归集。在实际操作中，暂按扣除未偿银行贷款余额掌握。参池成员企业被动态调整进出口重点监管企业名单或货物贸易外汇分类等级B、C类的，期间不再参与全功能型资金池的资金归集业务。

(七) 金融机构应按“展业三原则”做好反洗钱、反恐怖融资以及反逃税等相关工作，对全功能型资金池内的资金兑换和汇划加强适当性评估和真实性审核。

(八) 金融机构应配合中国人民银行上海总部做好对所建全功能型资金池跨国企业集团及参与成员企业的系统信息初始化工作，并确保数据报送的及时、完整、准确。

で、通貨を自由に選択し資金集中を実行することを可能にしている。域外幹事企業あるいは区内幹事企業と域内区外メンバー企業との間においては人民元で資金集中を実行しなければならず、人民元資金の「二線(自貿区と域内一般地域との境界)」集中はクロスボーダー融資マクロプルーデンス管理スキーム下の双方向上限管理モデルを遵守しなければならない。即ち、クロスボーダー人民元資金純流出(入)額上限=プーリングの全ての所有者權益×マクロプルーデンス政策因数となる。マクロプルーデンス政策系数は1とする。中国人民銀行上海本部は国際収支の情勢変化と市場ニーズに基づいて政策調整を行うことができる。

(五) 中国人民銀行上海本部はネガティブリスト管理モデルを摸索し、全機能型プーリング口座を用いて集团内のメンバー間の経営性融資ニーズや、価値確保・価値向上を目標とする财务管理ニーズ、集团内及びサプライチェーンにおける集中収支ニーズ等を満たすことを支援する。非自家用不動産、株式市場への投資に用いる資金は厳格にコントロールする。全機能型プーリングは関連規定に基づき、域内の関連市場に参入し、投資を展開することができ、グループ本部が人民元資金のオンショア集約管理を実現することを支援する。

(六) 全機能型プーリングのクロスボーダー資金集中に参加する場合、企業の生産経営活動と実業投資活動のキャッシュフローに充てねばならず、外部融資によるキャッシュフローは集中に組み入れてはならない。実務操作においては、未返済の銀行貸付残高を控除することによって把握する。メンバー企業が調整によって輸出重点監督管理企業リストに掲載される、あるいは貨物貿易外貨分類等級がB、C類に分類される場合、期間中、資金集中業務に参加してはならない。

(七) 金融機構は「展業三原則」に基づいて、アンチマネロン、アンチテロ融資、及びアンチ脱税等の関連業務を実施し、全機能型プーリング内の資金両替と適性評価と真实性審査を強化しなければならない。

(八) 金融機構は中国人民銀行上海本部と協力し、全機能型プーリングを設置した多国籍企業グループ及び参加メンバー企業のシステム情報初期化業務を完成し、あわせてデータ報告送付の即時性、完全性、正確性を確保しなければならない。

<p>五、支持金融机构开展国际贸易融资和再融资业务</p> <p>(一) 支持金融机构通过分账核算单元为企业提供本外币国际贸易融资。国际贸易融资应以真实合法的国际贸易为前提。</p> <p>(二) 金融机构为国际贸易提供融资后可在区内及境外办理贸易再融资业务, 自主选择再融资币种, 管理货币风险。</p> <p>(三) 支持企业和金融机构依托中国人民银行票据交易基础设施办理相关的贸易融资和再融资。</p>	<p>五、金融機構が国際貿易金融および再融資業務を展開することを支援する</p> <p>(一) 金融機構が分帳核算ユニットを通して、企業のために人民元・外貨の国際貿易金融を提供することを支援する。国際貿易金融は真実かつ合法の国際貿易を前提としなければならない。</p> <p>(二) 金融機構は国際貿易のための貿易金融を供与した後、区内及び域外において再融資を行うことができ、リファイナンスの通貨種類、通貨リスクの管理は自主的に選択できる。</p> <p>(三) 企業と金融機構が中国人民銀行手形取引システムや制度をもとに、関連する貿易金融と再融資を取り扱うことを支援する。</p>
<p>六、支持开展跨境股权投资业务</p> <p>(一) 区内设立的股权投资项目公司和股权投资基金, 可在金融机构分账核算单元开立账户向区内及境外募集资金开展跨境股权投资。</p> <p>(二) 跨境股权投资应遵循绿色投资、科创投资等理念。应重点投向上海科创中心建设领域、绿色环保、“一带一路”建设相关等领域, 支持实体经济增强资本实力。</p>	<p>六、クロスボーダー持分投資業務の展開を支援する</p> <p>(一) 区内に設立された持分投資プロジェクト企業、及び持分投資ファンドは、分帳核算ユニットの下で口座を開設でき、区内及び域外に向けて、資金を募集し、クロスボーダー持分投資を展開することができる。</p> <p>(二) クロスボーダー持分投資は環境に配慮した投資、科学技術刷新の投資等の理念を遵守しなければならない。上海科学技術刷新センター建設の領域や、環境保護領域、「一带一路」建設に関連する領域に重点投資し、実体経済を支援し、資本の実力を強化しなければならない。</p>
<p>七、支持为“一带一路”和“走出去”企业提供各项跨境金融服务</p> <p>(一) 为支持“一带一路”和“走出去”, 境外中资企业、合资合作企业等可在统一授信框架下在金融机构的分账核算单元开立账户, 根据自身商务谈判约定的条件办理与投资及境外项目工程类相关的定金和预付款等的跨境结算、在当地开展的商务、贸易、投资活动所需的国际及跨境结算汇兑、担保、融资、流动性以及风险管理等业务。</p> <p>(二) 为支持“一带一路”建设, 金融机构可根据自身服务提供能力为境外企业提供分账核</p>	<p>七、「一带一路」及び「走出去」関連企業のために各種クロスボーダー金融サービスを提供することを支援する</p> <p>(一) 「一带一路」及び「走出去」を支援するため、域外中資企業、合弁合作企業等は統一与信管理スキームの下、金融機構の分帳核算ユニットにおいて口座を開設でき、自らの商談で合意した条件で投資及び域外プロジェクト工程類に関連する手付金や前払金等などのクロスボーダー決済、現地で展開されるビジネス、貿易、投資活動が必要とする国際・クロスボーダー決済両替、担保、融資、流動性およびリスク管理等業務を取扱うことができる。</p> <p>(二) “一带一路”建設を支援するため、金融機構は自身のサービス提供能力に基づいて、域外企業のために分帳核</p>

<p>算单元跨境金融服务, 办理当地、跨境以及国际商贸投资活动相关所需的结算汇兑和投资融资等业务。</p> <p>(三) 支持金融机构依托区内及国际市场, 通过服务和技术创新为企业及项目提供各类风险化解、风险参与以及风险分散服务, 促进“一带一路”建设和企业“走出去”。</p> <p>八、支持同业自律基础上提高跨境金融服务效率</p> <p>(一) 支持银行在完善“展业三原则”和风险内控管理基础上, 向客户提供包括网银服务在内的便利化资金结算服务, 进一步提高跨境金融服务的开放度和各项结算的效率。</p> <p>(二) 上海市金融机构可通过同业规范等形式建立各项服务的行业准则和规范, 进一步优化账户各项业务的办理流程, 防止出现竞劣展业现象。</p> <p>九、切实开展反洗钱、反恐怖融资和反逃税审查</p> <p>金融机构、支付机构以及市场交易平台为实体经济提供各项跨境金融服务的过程中, 在响应市场需求拓展服务内容的时候, 应当落实风险为本的基本理念, 实施与风险水平相适应的控制措施, 强化开展反洗钱、反恐怖融资和反逃税审查, 严格履行各项反洗钱义务, 做好客户身份识别, 加强资金监测, 按规定上报大额及可疑交易报告, 妥善保存客户身份资料及交易记录, 切实防范洗钱、恐怖融资和逃税风险。</p> <p>十、进一步完善以“金融审慎例外”为负面清单的跨境金融服务监管</p>	<p>算ユニットにおけるクロスボーダー金融サービスを提供できる。現地手続、クロスボーダーおよび国際貿易投資活動に関連する、必要な決済両替や投資融資等の業務を取り扱うことができる。</p> <p>(三) 金融機構が区内及び国際市場をベースに、サービス及び技術革新を通して企業やプロジェクトのために各種のリスクヘッジサービス、リスクオン・オフサービスを提供し、「一带一路」建設と企業の「走出去」を促進する。</p> <p>八、金融業の自律を基礎とし、クロスボーダー金融サービスの効率を向上させることを支援する</p> <p>(一) 銀行が「展業三原則」とリスク内部コントロール管理を完備していることを基礎とし、顧客向けにネットバンキングサービスを含む利便化資金決済サービスを提供し、クロスボーダー金融サービスの開放度と、各決済項目の効率をさらに高めることを支援する。</p> <p>(二) 上海市の金融機構は、同業規範などの形式を通じて、各サービス項目の業種原則と規範を確立することができる。口座に関連する各項目業務の手続プロセスを最適化し、悪質競争による業界のサービスの水準低下を防ぐ。</p> <p>九、アンチマネロン、アンチテロ融資、アンチ脱税の審査を着実に展開する</p> <p>金融機構、支払機構、市場取引プラットフォームは实体经济のために、各種クロスボーダー金融サービスを提供するプロセスにおいて、市場ニーズを満たすようサービス内容を拡大すると同時に、リスクを中心とした基本理念も導入しなければならない。リスク水準相応のコントロール措置を実施する。アンチマネロン、アンチテロ融資、アンチ脱税の審査を強化し、各項目のアンチマネロン義務を厳格に履行しなければならない。顧客の本人識別を着実に実施し、資金モニタリングを強化し、規定に基づいて多額および疑わしい取引の取引報告を行い、顧客の本人確認資料および取引記録を保管しなければならない。マネロン、テロ融資、脱税リスクを着実に防止せねばならない。</p> <p>十、ネガティブリストのクロスボーダー金融サービス監督管理のために「金融プルーデンス下の異例扱い」をさらに改善する</p>
--	---

<p>(一)在银总部发[2014]46号文基础上,进一步完善风险审慎管理框架,开展以“金融审慎例外”为负面清单的跨境金融服务监管,为自贸区高开放度的金融运行构建风险安全机制。</p> <p>(二)从审慎考虑出发,中国人民银行上海总部可对金融机构提供的跨境金融服务采取有关措施,包括保护投资者、储户、保险单持有人或者以金融服务提供者作为受托人的信托委托人利益的措施,或者是确保金融体制完整和稳定的措施。</p> <p>(三)中国人民银行上海总部按宏观审慎原则对跨境金融服务及跨境资金流动进行管理。</p>	<p>(一)銀総部発[2014]46号通知を基礎とし、リスクプルーデンス管理スキームをさらに改善し、「金融プルーデンス下の異例扱い」をネガティブリストとするクロスボーダー金融サービス監督管理を展開し、自貿区の開放度の高い金融運営のために、リスク安全体制を構築する。</p> <p>(二)プルーデンスの考え方にに基づき、中国人民銀行上海総部は金融機構が提供したクロスボーダー金融サービスに対し、関連措置を行うことができる。投資者、預金者、保険契約所有者、あるいは金融サービス提供者が受託人である信託委託人の利益を保護する措置、あるいは金融体制の改善と安定を確保する措置を含む。</p> <p>(三)中国人民銀行上海総部はマクロプルーデンス原則に基づき、クロスボーダー金融サービスおよびクロスボーダー資金流動に対して管理を実行する。</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室